

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第5回(8月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第5回定例総会会議録

令和3年9月6日（月）午前10時より宇佐市役所本庁25・26会議室において会長が第5回（8月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
6番 安部 仲雄 委員	8番 久保田 昭廣 委員	11番 佐藤 俊徳 委員
13番 永岡 卓己 委員	17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員

欠席委員

4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	7番 萩原 久邦 委員
9番 安部 正博 委員	10番 川谷 正一 委員	12番 河野 一雄 委員
14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員	19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川事務 局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係谷本主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第32号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第33号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第34号 農地転用事業計画変更申請について  
議案 第35号 非農地証明願について  
議案 第36号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案 第37号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告 第15号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告 第16号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について

報告 第17号 農地法第3条許可処分の取消について

報告 第18号 農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第5回8月の定  
例総会を開会いたします。

(冒頭あいさつ)

今月は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため出席  
人数をしばっており、

4番 久保公志郎 委員、5番 永松徳章 委員、7番 萩原久邦  
委員、9番 安部正博 委員、10番 川谷正一 委員、12番 河  
野一雄 委員、14番 丹生猛 委員、15番 塚崎正和 委員、19  
番 阿部善浩 委員、9名の方に欠席していただいております。

ただ今の出席委員は19名中10名で、宇佐市農業委員会会議規則  
第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりま  
す。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願い  
いたします。

議 長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署  
名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はあり  
ませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、10番 佐藤 俊徳 委員、13番  
永岡 卓己 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の谷本主事を指名いたし  
ます。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第32号「農地法第3条の規定によ  
る許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第32号3条許可申請は8件で、地区毎の内訳は、駅川地区  
所有権移転2件、2筆、1,776㎡、四日市地区 所有権移転5  
件、9筆、6,614㎡、安心院地区 所有権移転1件、7筆、8,204

m<sup>2</sup>、となっています。

2 ページをお開きください。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、  
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
3 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を  
取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を  
取得するものです。

4 ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が  
農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を  
取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地  
を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を  
取得するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受  
人が農地を取得するものです。

6 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

　　駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

　　駅川・四日市地区審議会を令和3年9月2日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員13名中6名出席のもと開催いたしました。

　　議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」

　　駅川地区番号1と2、四日市地区番号1から5について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

　　安心院・院内地区審議会を令和3年8月31日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中5名出席のもと開催いたしました。

　　議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」

　　安心院地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
　　発言のある方は挙手願います。

　　(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第33号5条許可申請は8件で、地区毎の内訳は、宇佐地区所有権移転1件、1筆、680㎡、駅川地区所有権移転2件、4筆、2,626㎡、四日市地区所有権移転4件、5筆、2,316㎡、院内地区所有権移転1件、2筆、583㎡となっています。

7ページをお開きください。

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

8ページをお開きください。

宇佐地区です

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地及び資材置場用地としての転用ですが、すでに、重機等の駐車場及び建築用資材置場として使用しており、今回事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

9ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、店舗用駐車場として整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のた

め、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、駐車場4台分を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

10ページをご覧ください

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

進入路用地としての転用ですが、すでに自宅への進入路を整備して利用しており今回事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

店舗としての転用で、食堂1棟、111.58㎡を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は県道の沿道の区域に設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

12ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買と贈与による所有権移転です。

議案第34号農地転用事業計画変更申請にて後述しますが、自己住宅建築の転用許可を受けていましたが、住宅の一部が農地にかかってしまったため、事業計画変更を行なうものです。計画の不備について深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年9月1日午前9時30分より、本庁2階23会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました。

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」

宇佐地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説



明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1と2、四日市地区番号1から4について、当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、四日市地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」

院内地区番号1について、当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、四日市地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第34号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第34号農地転用事業計画変更申請は、院内地区1件、2筆、583㎡でした。

13ページをお開きください。

議案第34号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関連事務処理要領第4の6の(3)に基づき、別紙の通り申請があったので審議を求める。

申請があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

14ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

議案第33号農地法第5条申請の院内地区番号1の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和2年10月に、一般住宅として転用許可を受けていましたが、建築した住宅の一部が農地にかかってしまったため、事業面積拡大による事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第1種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること。変更後の事業計画の実現が確実と認められること。変更後の転用事業により周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、地区審議会の結果並びに補足説明をお願いします。

安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第34号「農地転用事業計画変更申請について」

院内地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、院内地区番号1は、建築面積の拡大にともなう変更申請です。変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。  
次に議案第35号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第28号非農地証明願は、10件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、3筆、242㎡、宇佐地区1件、1筆、433㎡、四日市地区4件、6筆、3,048㎡、安心院地区3件、7筆、5,305㎡、院内地区1件、2筆、1,004㎡となっています。

15ページをお開きください。

議案第35号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

昭和49年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

17ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

農地法施行以前の昭和20年ごろから宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

18ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和47年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和30年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

平成13年頃から駐車場の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

農地法施行以前の大正11年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

19ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和46年頃から原野化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

20ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和46年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補

足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第35号「非農地証明願について」

長洲地区番号1、宇佐地区番号1について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長

長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第35号「非農地証明願について」

四日市地区番号1から4について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長

長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長

はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第35号「非農地証明願について」

安心院地区番号1から3、院内地区番号1について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第36号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 21ページをお開きください。

議案第36号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

22ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、23ページ以降のようになっております。

続きまして、26ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、27ページ以降のようになっております。

続きまして、34ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第36号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第36号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第36号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定

しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。  
次に、議案第37号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 55ページをお開きください。  
議案第37号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
56ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、57ページ以降のようになっております。農用地利用集積計画(案)で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画(案)にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。



久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第37号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第37号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第37号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり承認しました。

議 長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第15号から第18号までを一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

63ページをお開き下さい。

報告第15号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は64ページからの6件がございました。地区別の内訳は、宇佐地区 相続設定1件、4筆、818㎡、四日市地区 時効取得1件、2筆、657㎡、安心院地区 相続設定2件、14筆、31,477㎡、院内地区 相続設定2件、5筆、5,754㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

69ページをお開き下さい。

報告第16号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は70ページからの13件がございました。地区毎の内訳は、宇佐地区2件、2筆、634㎡、駅川地区2件、4筆、3,855㎡、四日市地区9件、23筆、34,252㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

75ページをお開きください。

報告第17号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は76ページからの1件がございました。四日市地区1件、1筆、419㎡です。平成10年8月31日付け売買による所有権移転で3条許可済となっておりましたが、所有権移転登記前に譲渡人が死亡し登記が困難になったため許可処分を取り消したものです。

77ページをお開きください。

報告第18号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和3年9月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は78ページの安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第15号から第18号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。  
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

事 務 局 　来月9月の令和3年度第6回定例総会は、10月5日火曜日、午前10時から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年9月6日

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 \_\_\_\_\_ (印)